
◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番、畑端君、13番、建部君を指名いたします。

◎議案第1号から議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第2、議案第1号 令和3年度新ひだか町一般会計補正予算(第5号)から議案第4号 令和3年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第3号)までの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上田総務課長。

[総務課長 上田賢朗君登壇]

○総務課長(上田賢朗君) おはようございます。ただいま上程されました議案第1号から議案第4号について御説明いたします。なお、議案第4号については、担当課長から御説明いたします。

初めに、今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の通常分や緊急事態措置や蔓延防止等重点措置により経済活動への影響が全国的に生じていることを踏まえて、その影響を受けている事業者に対する支援を対象として、臨時交付金の特別枠として事業者支援分3,168万7,000円が当町に対し配当され、これら交付金を活用して実施する事業経費の計上や早急な対応が必要となっている補助金や修繕経費、また国、道支出金の過年度返還金などの補正が主なものとなってございまして、今回補正しなければ事務事業の執行に支障を来すものにつきまして予算計上してございます。

それでは、議案の説明に入ります。議案第1号は、令和3年度新ひだか町一般会計補正予算(第5号)でございます。

令和3年度新ひだか町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,539万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億1,530万2,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

歳出の事項別明細書により御説明しますので、一般7ページをお開きください。3、歳出でございまして。2款 総務費、1項 総務管理費、13目 地方創生費では4,548万円を追加し、2億1,566万

7,000円にしようとするものでございます。事業目4 新型コロナウイルス感染症対策事業では複数の課にまたがって計上がございますが、内容説明につきましては別冊の説明資料と併せて御説明いたしますので、別冊の議案第1号参考資料と一緒に御覧ください。別冊の説明資料は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業ごとの資料となっております。①から⑤までの5つの事業について計上してございます。別冊資料の①きめ細かい医療・介護等提供体制構築事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化している中で町内の医療機関や介護施設、障がい福祉事業所などに対してマスクや消毒液などの感染防止対策物品の購入経費として、従業員数に応じて5万円から100万円の支援金を交付し、感染防止を徹底しながら、継続したサービス提供体制の構築を図ろうとするものです。事項別明細書になりますが、予算計上は一番上の(健康推進課)になりますが、18節 負担金、補助及び交付金で医療・介護等提供体制構築支援金として1,500万円を計上してございます。

資料②スクールバス等衛生確保事業につきましては、三石地区スクールバスと農業高等学校通学バスにおきまして乗車率が非常に高く、通学時における車両内が生徒で密集している状況にあることから、車両内にオゾン発生装置を設置することで感染リスクを低減させようとするもので、事項別明細書では一番下の(管理課)になりますが、10節 需用費の修繕料で140万円を予算計上してございます。

資料③感染防止対策資機材購入事業につきましては、日高中部消防組合における救急活動などの際に必要な感染防止衣やマスクなどの感染防止対策の資機材について今後不足が見込まれるものを整備しようとするもので、事項別明細書では上から2つ目、(総務課)になりますが、18節 負担金、補助及び交付金の日高中部消防組合負担金で134万1,000円を予算計上してございます。

資料④感染症対策物品購入事業につきましては、公共施設における感染防止対策の維持、強化を目的として、不特定多数が集まる公共施設の入り口に非接触型検温器を設置する経費やマスクや消毒液等の感染症対策物品について備蓄分を含めて整備しようとするもので、事項別明細書では一番上の(健康推進課)になりますが、10節 需用費のマスク等購入用として消耗品に1,000万円、17節 備品購入費で検温器27台分の購入経費を905万9,000円予算計上してございます。

資料⑤上下水道料金基本料金減免事業につきましては、町内の飲食店や宿泊業を対象として上下水道料金の基本料金を免除するもので、既に実施している事業でございますが、コロナ禍の影響が長引いていることを鑑み、現行の令和3年10月請求分までとしていた減免期間を令和4年3月請求分まで延長し、引き続き事業者の負担軽減を図ろうとするもので、事項別明細書では上から3段目の(生活環境課)では上下水道料金に係る免除分として18節 負担金、補助及び交付金で水道事業会計補助金を386万円、その下の(建設課)では下水道料金に係る免除分として27節 繰出金で下水道事業特別会計繰出金を422万2,000円、その下の(地域振興課)では簡易水道料金に係る免除分として27節 繰出金で簡易水道事業特別会計繰出金を59万8,000円それぞれ予算計上してございます。

別冊資料の一番下になりますが、事業費合計が4,548万円となりまして、本事業の財源として地方創生臨時交付金を通常分3,600万円、事業者支援分を868万円、合わせて4,468万円を充当してございます。なお、地方創生臨時交付金につきましては、通常分として2億1,413万8,000円、事業者支援分として3,168万7,000円、合わせまして2億4,582万5,000円の交付が決定してございます。当該交付金の充当状況でございますが、事業者支援分の充当については、現在通常分の交付金を

活用して実施している新規事業チャレンジ補助事業と上下水道料金基本料金免除事業に充当したいと考えてございまして、財源の一部を通常分から事業者支援分に充当替えをし、通常分の交付金を他の事業に活用することで整理してございますので、通常分の充当額が1億6,422万3,000円になりまして、今後充当可能額が4,991万5,000円となっております。この未充当の4,991万5,000円の活用事業につきましては、今後の感染症の状況により判断していくものと考えてございまして、現時点では具体的な事業内容や時期についてお示しできませんが、年度内の執行を考えますと年内には内容をお示ししたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、事項別明細書に戻りまして、8ページを御覧ください。14目 諸費では1,478万1,000円を追加し、1,578万1,000円にしようとするものでございます。事業目1 税外過誤納等還付金の健康推進課分では7件で1,095万5,000円の還付金がございまして、令和2年度障害者自立支援給付費等国庫負担金などの事業費確定に伴う国及び道支出金の返還金のほか、令和元年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金では11万151円の返金がございまして、北海道から当町を經由して事業者へ交付される間接補助事業において事業者からの返還金が生じたことから当町を經由し、北海道へ返還するもので、こちらは同額を財源充当してございます。その下、福祉課分では、令和2年度子育てのための施設等利用給付交付金などの事業費確定に伴う国及び道支出金の返還金となっております。6件で382万6,000円でございます。

9ページに参ります。3款 民生費、1項 社会福祉費、7目 老人支援費では653万9,000円を追加し、14億2,337万5,000円にしようとするもので、事業目5 日高中部広域連合負担金では広域連合において法改正に対応したシステム改修と令和2年度事業費精算に係る補正に伴う構成町負担金の追加でございます。

2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費では785万円を追加し、5,252万円にしようとするもので、事業目2 児童福祉事務経費では保育所や幼保連携型認定こども園、児童厚生施設などにおいて感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ事業を継続的に提供していくために必要なかかり増し経費や感染防止物品などの購入経費を支援するもので、保育対策総合支援事業では厚生労働省所管により公立、私立の各施設の児童定員数に応じ、補助基準により30万円から50万円以内で支援するもので、静内保育所などの公立施設分は10節 需用費の消耗品費で250万円、静内ベビーホームなどの私立施設分は18節 負担金、補助及び交付金の保育対策総合支援事業費補助金で310万円を計上してございます。本事業の財源として、保育対策総合支援事業費国庫補助金が2分の1、残りには地方創生臨時交付金の補助裏分を同額充当してございます。また、子ども・子育て支援事業では、内閣府所管により同様の趣旨により支援するもので、こちらは私立施設の実施している事業に応じ、補助基準により15万円から50万円以内で支援するもので、18節 負担金、補助及び交付金の子ども・子育て支援交付金で225万円を計上してございます。本事業の財源として、子ども・子育て支援交付金を国3分の1、道3分の1、残りには地方創生臨時交付金の補助裏分を同額充当してございます。

10ページに参ります。6款 農林水産業費、1項 農業費、3目 農業振興費では1,658万7,000円を追加し、1億1,676万1,000円にしようとするもので、事業目7 アイヌ農林漁業対策事業ではアイヌ農林漁家の経営改善に必要な設備等の整備事業でございます。事業主体は幌毛機械利用組合、事業内容は草地改良が面積5.1ヘクタール、ネット柵改修は延長1,798.6メートルの整備予定でございまして、これら整備に対し1,658万7,000円を補助しようとするものでございます。本事業の

財源は、道補助金のアイヌ農林漁業対策事業補助金を同額充当しており、本町の負担はございませんが、北海道の事業実施要領により市町村を經由して事業者へ補助金を交付しなければならない間接補助事業となっております。

9款、1項、1目 消防費では334万5,000円を追加し、6億2,741万9,000円にしようとするもので、事業目1 日高中部消防組合負担金では組合の人事異動等に係る人件費の補正に伴う構成町負担金の追加でございます。

10款 教育費、5項 保健体育費、3目 乗馬施設費では81万円を追加し、3,987万9,000円にしようとするもので、事業目1 乗馬施設管理経費では施設用トラクターの経年劣化による部品交換修繕など施設修繕において早急に対応しなければ業務に支障を来すことから、追加しようとするものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入の説明をいたしますので、一般5ページにお戻りください。2、歳入でございます。歳入につきましては、歳出の説明時に事業の充当財源として御説明してございますので、詳細な説明は省略させていただきます。後ほど御覧いただきたいと思っております。なお、今回の収支調整につきましては、11款、1項、1目 地方交付税で2,616万5,000円の追加で行ってございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

次に、議案第2号について御説明いたしますので、ピンク色の間紙の次ページをお開きください。議案第2号は、令和3年度新ひだか町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)でございます。

令和3年度新ひだか町の簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

事項別明細書により御説明いたしますので、簡水4ページ、5ページをお開きください。4ページの2、歳入でございますが、2款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 水道使用料では、地方創生臨時交付金活用事業において町内の飲食店や宿泊業を対象とした水道料金の基本料金を免除することに伴い、当会計の水道使用料を59万8,000円減額し、3款 繰入金、1項 他会計繰入金、1目 一般会計繰入金で地方創生臨時交付金活用事業による水道料金の基本料金免除分を一般会計から繰り入れることとし、同額を追加してございます。

5ページの3、歳出では、1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費において歳入の組替えに伴い、財源内訳のその他と一般財源の組替えを行ってございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

次に、議案第3号の説明をいたしますので、青色の間紙の次のページをお開きください。議案第3号は、令和3年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算(第4号)でございます。

令和3年度新ひだか町の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

事項別明細書により御説明いたしますので、下水道4ページ、5ページをお開きください。4ページの2、歳入でございますが、2款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 下水道使用料で

は、先ほどの議案第2号と同様に下水道料金の基本料金を免除することに伴い、当会計の下水道使用料を422万2,000円減額し、4款 繰入金、1項 他会計繰入金、1目 一般会計繰入金でこちらと同じく下水道料金の基本料金免除分を一般会計から繰り入れることとし、同額を追加してございます。

5ページの3、歳出では、1款、1項 下水道費、1目 一般管理費において歳入の組替えに伴い、財源内訳のその他と一般財源の組替えを行ってございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 桂田上下水道課長。

[上下水道課長 桂田達也君登壇]

○上下水道課長(桂田達也君) おはようございます。ただいま上程されました議案第4号 令和3年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、先ほど総務課より説明のありました新型コロナウイルス感染症対策関連でございまして、長引く新型コロナウイルス感染症により大きく影響のある町内の飲食店や宿泊業を対象に継続して支援することとして、水道のうち基本料金を免除し、事業者等の負担を軽減するための期間延長に伴う補正でございます。期間延長は、令和3年11月請求分から令和4年3月請求分に係るものでございまして、水道基本料金の免除相当額を収益的収入予算において一般会計からの補助金として追加し、応分の収入を給水収益から減額する組替えを行うものでございます。

第1条は、総則となりまして、令和3年度新ひだか町水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入の補正となり、令和3年度新ひだか町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款 水道事業収益では、補正額はゼロで、4億7,172万5,000円でございますが、水道基本料金の免除により内訳の変更がございまして、第1項 営業収益では386万円減額し、3億9,745万6,000円に、第2項 営業外収益では386万円追加し、7,426万7,000円にするものでございます。

1枚おめくりをいただき、水道1ページを御覧ください。収益的収入の目別の総括になります。こちらにつきましてはお目通しを願ひまして、説明を省略させていただきます。

もう一枚おめくりをいただき、水道2ページを御覧ください。収益的収入明細書でございます。1款 水道事業収益、1項 営業収益、1目 給水収益では、水道基本料金の免除相当額として386万円減額するものでございます。

2項 営業外収益、5目 他会計補助金では、水道基本料金の免除相当額に対する一般会計からの補助金として386万円追加するものでございます。

以上で議案第4号 令和3年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第3号)の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより一括質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 1点確認させていただきたいと思いますが、一般会計の歳入の5ページ、15款、2項、1目、これは地方創生臨時交付金4,823万円の補正ということになっておりまして、

これは課長のほうから財源充当については詳しく説明を受けたわけですが、確認の意味で質問させていただきたいのですが、1つは地方創生臨時交付金の事業者支援分3,168万7,000円ですか、これはどのような事業に充てるのか、このことが1点。

それから、地方創生臨時交付金、今回の補正後、今現在で4,991万5,000円、これが未計上と、留保財源ということになっております。この内訳は、私の把握している中では通常分2,690万8,000円、それから今回の事業者支援分2,300万7,000円、これで4,991万5,000円、それから課長の説明の中で上下水道料金の分の通常分への振替という説明がありましたけれども、そうなりますと振替分は残額として残るという考え方でいいのかどうなのか、そのことについて確認させてください。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) まず、事業者支援分の充当事業でございますけれども、壇上でも御説明しましたが、3月の追加議案で計上させていただきました通常分を充当した事業、こちらがまず1つに新規事業チャレンジ補助事業、こちらのほうに通常分として充当していたと。それと、上下水道料金の基本料金減免事業、こちらのほうの半年分に通常分充当してございました。今回上下水道料金の減免のほうに残り半年分を新たに充当させていただいたというふうなもので充当してございます。通常分に充当している先ほど説明した2事業、こちらのほうに通常分と事業者支援分、こちらのほうの財源の振替をさせていただいてございます。こちらの先ほど説明した2事業のほうに事業者支援分を丸々充てまして、今回追加で計上した減免部分の半年分、こちらで全額事業者支援分は充当するというふうな整理にしてございます。その部分で通常分との財源の振替ございましたので、その部分と当初議員言われた二千数百万円ですか、の事業充当残分、こちらを合わせまして4,900万円ほどの通常分の未充当というふうな整理をしてございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 分かりました。

それで、もう一点ですけれども、4,991万5,000円今留保として持っている。プラス結局通常分の執行残が出ます。この分を合わせて年度、今9月ですから、それを考えますと12月の補正で全額予算計上するというふうになってくると思うのですが、その事業、何に充てるかというのはこれからだと思いますけれども、どの程度執行残が出る予定で、今の段階で結構ですが、考えているのか、分かる範囲内でお願ひしたいと思いますが。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 大変申し訳ないのですが、現時点で執行残の整理はまだしてございません。この後どの程度の執行残出るか分からないのですが、12月のときに未充当分と執行残見込める部分については、整理する部分は整理したいと。ただ、どこまでいっても未執行分出てきますので、そういった部分については3月の最後の補正のときに執行残の整理というふうな形になるのかなと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 木内君、今回の予算審議に関する質問に限定してください。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第1号から議案第4号までに対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。
これから議案第1号 令和3年度新ひだか町一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和3年度新ひだか町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和3年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和3年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

説明員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。そのままお持ちください。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時01分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第3、議案第5号 新ひだか町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上田総務課長。

〔総務課長 上田賢朗君登壇〕

○総務課長(上田賢朗君) ただいま上程されました議案第5号について御説明いたします。

議案第5号は、新ひだか町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてでございます。新ひだか町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめくりください。新ひだか町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

当条例改正につきましては、令和3年5月19日に公布されましたデジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆるデジタル改革関連法に基づきマイナンバー法が改正されたことに伴い、同法律を引用している本条例につきまして文言の修正等が生じたことから必要な改正を行うものでございます。

改正しようとする個人情報保護条例第28条の2は、本町が保有する個人情報に訂正があった場合に必要に応じて個人情報の提供先へその旨を通知することを規定したものでございますが、こちらの規定に今回文言の修正及び条項のずれが生じたもので、具体的にはデジタル庁の設置に伴い、マイナンバーの情報提供ネットワークシステムの管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことに伴う修正及び新たにマイナンバー等の特定個人情報を提供できる場合の規定が法に追加されたことに伴う本条例の引用条項の修正でございます。

次のページは、条例新旧対照法を添付してございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

最後に、附則でございますが、法改正の施行日は、令和3年9月1日となっておりますが、改正内容が実務に影響が生じるものではないことから、遡及適用はせずに公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第5号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第5号 新ひだか町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第4、議案第6号 新ひだか町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中村まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 中村英貴君登壇〕

○まちづくり推進課長(中村英貴君) おはようございます。ただいま上程されました議案第6号について御説明申し上げます。

議案第6号は、新ひだか町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例制定でございます。新ひだか町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関

する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめくりください。新ひだか町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例。

この条例は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって失効し、新たに過疎地域の総合的かつ計画的な対策を実施するための法律である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が本年4月1日に施行されたことから、旧過疎法に基づき規定されていた過疎地域の固定資産税の課税免除の取扱いについて新たな過疎法の規定に基づき関連する事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

詳しい内容につきましては、参考資料により御説明申し上げますので、恐れ入りますが、3ページをお開きください。この条例は、過疎地域の持続的発展のために町が行う固定資産税の特例について定めるものであり、当町のように過疎地域に指定されている市町村において企業立地等の産業振興を図るため固定資産税の課税免除を行った場合に、新過疎法第24条の規定に基づき地方交付税による減収補填措置を受けることができることから課税免除の根拠となる条例を制定するものでございまして、当町において旧過疎法の規定に基づき固定資産税の課税免除について定められておりました新ひだか町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例が旧過疎法の失効に併せて本年3月31日をもって失効しましたことから、新たに新過疎法の規定に基づき条例を制定しようとするものでございます。この条例に基づく固定資産税の課税免除は、町内において企業立地等を行う事業者を対象としており、旧条例との比較を含めて説明をいたします。

まず、1点目の対象となる業種ですが、旧条例で対象としていた製造業、旅館業、農林水産物等販売業に情報サービス業等を追加しております。

1枚おめくりください。2点目の対象となる設備投資は、旧条例では新設、増設のみとしておりましたが、新たな条例では令和6年3月31日までの間に行われた取得、または製作もしくは建設とし、建物及びその附属設備につきましては増築、改築、修繕、または模様替えのための工事による取得、または建設を含むものとします。ただし、資本金の額が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、従前のとおり新築、または増設に限るものとします。

3点目の取得価格の要件は、旧条例では2,700万円を超えるものとしておりましたが、今回は取得価格の合計が500万円以上とし、業種と資本金の規模に応じて、表に記載のとおり、規定するものでございます。

4点目の課税免除の内容についてですが、対象事業者に対する固定資産税についてこれを課税免除とした場合に過疎法第24条の規定による減収補填措置を受けることができるときに町税条例の規定にかかわらず、当該減収補填措置の相当額について固定資産税の課税を免除するものでございます。

次のページになりますが、5点目の適用除外ですが、要件を満たす場合であっても次のいずれかに該当する事業者である場合は課税免除を行わないものとします。1点目に当該事業に起因する公害防止措置を講じていないとき、2点目に市町村税に滞納があるとき、3点目に課税免除を行うことが不適當であると町長が認めたとき。

6点目の課税免除の期間は3年間とします。

7点目の課税免除の取消しについてですが、課税免除を受けた者が次のいずれかに該当すると

認めるときは課税免除を取り消すことができるものとします。1点目に課税免除の要件を欠くに至ったとき、2点目に偽りその他不正の手段により課税免除を受けたとき、3点目に町長が不相当と認めるとき。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。2ページの最後になりますが、条例附則でございます。本条例は、公布の日から施行し、過疎法の施行に併せまして令和3年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、谷君。

○10番(谷 園子君) この特例で国が自治体の減収分を補填するのですけれども、100%ではないはずですので、どのくらいの割合なのかということと、足りない分の穴埋めというのは町であるのかということと、あとそれが、確認になりますけれども、ほかの部分の町民への負担にならないのかということを確認したいです。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) まず、国からの交付税による減収補填措置の内容につきましてですが、交付税の基準財政収入額からこの免除する分の75%が後年度措置されるということになります。ですので、おっしゃるとおり100%ではないのですが、残りの25%については市町村の負担ということになります。負担というよりもその分3年間減収措置を行うことに、課税免除の措置を行うことになりますけれども、4年目以降につきましては100%固定資産税が町のほうに入ってくるということもありますし、この制度はあくまでも企業立地ですとかそういうものを固定資産税を免除することによって促進するというところでございますので、そういうことで多少の町の入るべきものが減るということになりますけれども、そこは政策として御理解をいただければと思います。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 新たに情報サービス業が追加になっているのですけれども、具体的にうちの町でどのような企業とか当てはまるのかということと、あと旧過疎法で当てはまるどころが実績があったのかをお聞きしたいのと、新過疎法でかなり条件が緩和されているのですけれども、もし今の時点で分かれば具体的にどのような業種というのが当てはまるのかと、その辺をお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) まず、情報サービス業が今回新たに追加された部分でございまして、情報サービス業等というふうになっておりますけれども、国で言っているこの情報サービス業等、具体的に言いますと例えばソフトウェアの開発ですとか情報処理サービス、それからIT管理の業種というふうになりますけれども、当町で想定されるというようなお話がありました。現時点で当町でそのような事業者の方はいらっしゃいませんし、今後そのような事業者が当町で新たに起業されるとか、そういった場合は想定されるかと思っております。

それから、旧過疎法、旧条例においての実績ということでございますが、宿泊関連の事業者さんがこの課税免除の適用を受けたという実績は1件ございます。

それから最後に、今回かなり国において条件が緩和されたということを受けまして、当町にお

いてどのような業種が新たにこの対象になり得るかというような御質問だったかと思いますが、例えば製造業なんかにおきましては、当町において水産関係の加工場ですとか、あるいはお肉、そういったものの加工に取り組んでいる事業者の方なんかもいらっしゃるし、宿泊関連の事業者さんもありますので、こういった中でちょっとハードルが下がった部分で対象になってくるという可能性は想定しております。

○議長(福嶋尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第6号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第6号 新ひだか町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第5、議案第7号 新ひだか町まちづくり基金条例及び新ひだか町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴田企画課長。

〔企画課長 柴田 隆君登壇〕

○企画課長(柴田 隆君) ただいま上程されました議案第7号について御説明申し上げます。

議案第7号は、新ひだか町まちづくり基金条例及び新ひだか町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定についてでございます。新ひだか町まちづくり基金条例及び新ひだか町附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめくりください。新ひだか町まちづくり基金条例及び新ひだか町附属機関設置条例の一部を改正する条例でございます。

本条例は、令和3年3月31日に失効した過疎地域自立促進特別措置法に代わり、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴いまして、関連する条例の文言修正を行うほか、合併時より制定しておりました新町建設計画が令和2年度末で期間満了になったことから、関連する条例の文言を削除するものでございまして、関連条例が複数ございますことから、これらを一括で改正するものでございます。

改正内容につきましては、参考資料の条例改正説明要旨にて行いますので、恐れ入りますが、2ページをお開きください。今回改正しようとする条例は2つございまして、まず1つ目の新ひだか町まちづくり基金条例につきましては、活力あるまちづくりを推進するための事業に要する経費の財源に充てる基金について定めているものでございまして、ふるさと応援寄附金のほか過疎計画に基づく過疎地域自立促進特別事業に要する経費の財源を基金として積み立てることとし

ておりますが、このたび過疎の旧法が失効し、新法が制定されたことに伴いまして、これまで用いてきました自立促進という文言が持続的発展に変わることから、同条例第2条及び第6条に規定されております法律の名称、計画の名称、事業の名称について、表に記載のとおり、文言の修正を行うものでございます。

次に、2つ目の新ひだか町附属機関設置条例につきましては、町の附属機関の名称とその所掌事項等について定めているものでございまして、同条例に規定している附属機関のうち三石地区協議会の所掌事項に文言の修正や削除が必要になったものでございます。三石地区協議会の所掌事項は、町長の諮問に応じ、過疎計画に関する事、新町建設計画に関する事、その他町長が認めることを審議することになっておりますが、過疎の新法制定によりまして過疎計画の名称が変更になったことから、表に記載のとおり、計画名の修正を行うとともに、合併特例債や合併補助金を受けるために合併時より制定しておりました新町建設計画が令和2年度末で満了となったことから、関連する条文から新町建設計画の文言を削除するものでございます。

1枚お戻りいただきまして、施行期日でございますが、本条例につきましては、過疎法に併せまして遡及すべき事案がございませんことから、公布の日から施行したいと考えているものでございます。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第7号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第7号 新ひだか町まちづくり基金条例及び新ひだか町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第6、議案第8号 新ひだか町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴田企画課長。

〔企画課長 柴田 隆君登壇〕

○企画課長(柴田 隆君) ただいま上程されました議案第8号について御説明申し上げます。

議案第8号は、新ひだか町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてでございます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、新ひだか町過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり制定することにつきまして議会の議決を求めるものでございます。また、計画の策定に当たりましては、同法第8条第7項の規定に基づきまして都道府

県への事前協議が必要となることから、さきに北海道に対し事前協議を行い、同意を得ていることを御報告申し上げます。

なお、本計画を策定することによりまして、各種事業の財源確保の手段としまして過疎対策事業債、いわゆる過疎債を活用することが可能になりますので、財政上の優遇措置を効果的に活用していくためにも本計画を策定しようとするものでございます。

1枚おめくりください。新ひだか町過疎地域持続的発展市町村計画でございます。計画の内容について簡潔に御説明申し上げますので、もう一枚おめくりいただき、計画の目次を御覧ください。本計画は、1から13までの項目立てにより整理しておりますが、これは国から示された計画策定基準に沿った項目立てとなっております。なお、旧過疎計画との主な変更点につきましては、後ほど参考資料にて御説明申し上げます。

もう一枚おめくりいただきまして、計画の1ページを御覧ください。まず初めに、基本的な事項としまして、1ページから9ページにわたりまして当町を取り巻く情勢などを記載しております。アの新ひだか町の概況では、アとして当町の自然、歴史、社会、経済などの現状を、2ページに移りまして、イでは当町における過疎の状況としまして、人口減少、少子高齢化が進んでいること、また今後さらに人口減少が進み、町政運営にとっても地域経済にとっても厳しい時代を迎えることが予想される現状を、ウでは当町における地域経済発展の要素としまして、日高自動車道の延伸や光回線の整備、また日高山脈の国立公園化などが期待される項目として記載してございます。

次に、3ページを御覧ください。(2)の人口及び産業の推移と動向でございまして、アでは当町における人口の推移等として年少人口が減少し、高齢者人口が増加、生産年齢人口が減少している現状を、イでは当町の産業別就業人口について第一次、第二次産業ともに減少し、担い手不足、後継者不足が深刻化している現状などを記載しております。また、次のページから6ページまでは、国勢調査に基づきます各種人口推移などの表を整理してございます。

次に、7ページをお開きください。ここでは市町村行財政の状況について記載しております。急激な人口減少などにより町財政が非常に厳しい状況を迎えていることを表を用いて整理しております。8ページから9ページにかけましては地域の持続的発展に向けた基本方針や基本計画、計画期間などを記載してございます。

次に、10ページをお開きください。ここでは、飛びまして39ページにかけまして各施策項目ごとに現状と問題点、その対策、またそれらの対策を図るために事業計画として記載してございまして、全体を通じて過疎債を活用する見込みがある事業を基本として整理してございます。内容的には既存の第2次総合計画、あるいは町の総合戦略などの既存計画をベースに内容を整理したものでございますので、詳細な説明は省略させていただきます。

また、39ページの次のページから最後のページまでは、国から示された計画策定基準に基づきまして特別事業分の起債対象となるソフト事業を再掲してございます。

改めて計画全体の概要について御説明しますので、計画の次にあります議案第8号参考資料1の横の資料を御覧ください。まず、1点目にございます過疎法の経緯でございまして、国の過疎地域対策につきましては、昭和45年に法が制定されて以来、期間を延長しながら継続的に特別措置が講じられてきておりますが、本年4月に過疎地域の持続的発展という理念の下、旧法に代わる新たな法律が施行されましたことから、同法に基づきまして新たな計画を策定するものでござ

います。

2点目の計画期間でございますが、本計画の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年とするものでございます。

3点目の過疎地域の基本的な要件についてでございますが、過疎地域となる要件としましては、人口要件と財政力要件の2つがございまして、人口要件につきましては昭和50年から平成27年までの40年間の人口減少率が28%以上であること、財政力要件につきましては平成29年度から令和元年度までの3か年の平均財政力指数が0.51以下であること、これら2つの条件を満たすことが必要となりますが、当町におきましては人口減少率28%、財政力指数が0.32でございまして、両方の条件を満たしておりますので、過疎地域ということになるものでございます。

次に、4つ目の基本方針でございますが、新ひだか町総合計画や人口減少対策の戦略プランであります新ひだか町創生総合戦略などとの整合性を図りながら、地域活力の向上を目指すこととしてございます。

5点目の基本目標でございますが、自然減の緩和、社会減の緩和、総人口の3つを設定しております。内容的には昨年3月に策定した新ひだか町人口ビジョン改訂版と同じ内容となっております。

次に、6点目の施策に関する事項でございますが、国から示されている計画策定基準に基づきまして記載の項目により整理しているところでございまして、内容的には、繰り返しになりますが、総合計画や総合戦略などの既存計画をベースに整理したものでございます。

最後に、7つ目の法に基づく主な支援措置でございますが、こちらは先ほど御説明したとおり、事業財源に充てるための過疎債の活用でございます。

もう一枚おめくりいただきまして、議案第8号参考資料2を御覧ください。こちらの表は、本計画の策定に関する旧法時代からの主な変更点について整理したものでございますが、基本的には旧計画から大きな変更点はございませんが、地域を持続させる上で重要な要素として、人材の確保、育成や地域の情報化、交通手段の確保や子育て環境の確保など項目が単独で設けられておりまして、内容的には旧計画でも触れられていた部分ではありますが、改めて重要性を強調したようなつくり方になってございます。いずれにしましても、各項目に記載している内容につきましては、既存計画をベースに整理しているものでございまして、まちづくりに関する各種施策の展開方法などをここで変更しようとするものではございませんので、御理解いただきたいと存じます。

以上で議案第8号の提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第8号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第8号 新ひだか町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時47分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第7、議案第9号 町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野垣建設課長。

〔建設課長 野垣尚久君登壇〕

○建設課長(野垣尚久君) ただいま上程されました議案第9号について御説明いたします。

議案第9号は、町道の路線認定及び廃止についてでございます。道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、別紙のとおり町道の路線を認定及び廃止するものであります。

次のページをお開きください。1ページの上段の表は路線の認定で、下段の表は路線の廃止となっており、それぞれ整理番号、路線名、起点、終点などを記載しております。今回の路線認定は、新規の2路線でありまして、1路線目、整理番号、静内668番、路線名は神森37号線、起点は静内神森275番5地先で、終点が静内神森321番17地先。

2路線目、整理番号、静内669番、路線名は目名8号線、起点は静内目名92番3地先で、終点が静内目名329番9地先となっております。

また、路線の廃止は、整理番号、静内180番、路線名は静内湖畔線、起点は静内高見1番2地先、終点が静内高見国有林260林班地先となっております。

次のページをお開きください。2ページは、議案第9号参考資料1となりますが、認定及び廃止する路線の総延長、幅員、重用延長などを記載しております。上段の表は路線の認定で、1路線目、整理番号、静内668番、路線名は神森37号線、総延長は309.26メートル、幅員8メートル、重用延長7.69メートル、未供用区間はありません。橋梁は1橋となっております。

2路線目、整理番号、静内669番、路線名は目名8号線、総延長は196.89メートル、幅員3.6から6メートル、重用延長7.27メートル、未供用区間及び橋梁はありません。

下段の表は路線の廃止で、整理番号、静内180番、路線名は静内湖畔線、総延長は3,434メートル、幅員3.6から5メートル、重用延長はありません。未供用区間は3,434メートル、橋梁は2橋となっております。

次のページをお開きください。3ページ、議案第9号参考資料2は、整理番号、静内668番、路線名、神森37号線の位置図となります。位置図の中央にあります丸印を起点とし、矢印を終点として表示しております。こちらの場所は、町道花園神森線と静内第三中学校前の町道神森2号線との交差点付近を起点とし、北側に向けての路線になりますが、起点側の橋梁につきましては昭

和57年に2級河川真沼津川が改修された際に架け替えが行われております。敷地につきましては、平成14年に法定外公共物として国から譲与を受けておりますが、今回現道に合わせた形状で一部地権者から寄附をいただいております。通年居住した家屋が複数建てられていることや不特定多数の者の利用が確認できたことから、町道として認定するものでございます。

次のページをお開きください。4ページ、議案第9号参考資料3は、整理番号、静内669番、路線名、目名8号線の位置図となります。位置図の中央にあります丸印を起点とし、矢印を終点として表示しております。こちらの場所は、道道平取静内線沿いの目名生活改善センターから北に約150メートルの地点を起点とし、西側に向けての路線となります。敷地につきましては、平成14年に法定外公共物として一部国から譲与を受けておりますが、今回現道に合わせた形状で地権者から寄附をいただいております。通年居住した家屋が複数建てられていることや不特定多数の者の利用が確認できたことから、町道として認定するものでございます。

次のページをお開きください。5ページ、議案第9号参考資料4は、整理番号、静内180番、路線名、静内湖畔線の位置図となります。位置図の下側にあります丸印を起点とし、矢印を終点として表示しております。こちらの場所は、静内ダムの左岸側を起点とし、静内川左岸の河岸に沿った路線となりますが、終点側には平成19年度に廃止しております静内湖キャンプ場跡地がございます。敷地につきましては、国有地及び民有地の全て借地となりますが、静内湖キャンプ場の整備に併せて昭和49年に町道として認定し、供用開始しております。今回の路線の廃止につきましては、静内湖キャンプ場の廃止により当初の目的を失っていることや道路施設の老朽化及び近年の異常気象などに伴い危険箇所が増加していることなどを勘案し、借地の返還手続きを行い、町道の廃止をするものでございます。なお、現在の状況といたしましては、各関係者と協議し、令和3年5月に町道の未供用の告示を行い、関係者以外の通行を禁止しております。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 確認の意味で1点質問いたしますけれども、路線の廃止、静内湖畔線3,434メートル、これ廃止することによって普通交付税の基準財政需要額、これに影響が出るのではないかというふうに考えているのですが、その辺分かれば教えてください。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) この部分廃止しますと、当然基準財政需要額から減額されるという対象になってございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 現在試算でどの程度影響を受けるのか分かりますか、3キロ以上になるのですが。もし分からなければいいですけれども、分かればお願いします。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 申し訳ございません。してございません。

○議長(福嶋尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 私も湖畔線のことなのですが、キャンプ場があったときには何回か行ったこともありますし、現場のことについては分かりますけれども、町道でなくなるということは、キャンプ場も廃止し、利用がなくなれば分かるのですが、ただあそこの環境がそのことによって

災害が起きたり、道路だったところが湖畔に流れたり、いろんなことがあったときにその管理というのは国がするのですか。どこが担当してやるのか、その後の心配というのではないのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課長。

○建設課長(野垣尚久君) 町道の認定前から林道でありましたことから、今後につきましては北海道森林管理局の管理道ということになります。議員御心配されているとおり、災害とかそういった場合については、これまでのような町道としての災害復旧ということにはならないかもしれないですけども、林業として作業をする上では必要な道路となっておりますので、最低限の必要な復旧等はされるというふうに認識しております。

○議長(福嶋尚人君) ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第9号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第9号 町道の路線認定及び廃止についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号及び議案第11号の上程、委員会付託

○議長(福嶋尚人君) 日程第8、議案第10号 令和2年度新ひだか町水道事業会計決算認定について及び議案第11号 令和2年度新ひだか町病院事業会計決算認定についての2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本案2件については、議長及び議会選出監査委員を除く14人の委員で構成する企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本案2件については、議長及び議会選出監査委員を除く14人の委員で構成する企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置いたしました特別委員会の委員長には2番、川端君、副委員長には15番、木内君が就任することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、企業会計決算審査特別委員会の委員長は2番、川端君、副委員長は15番、木内君に決定いたしました。

お諮りいたします。企業会計決算審査特別委員会については、事件名を令和2年度新ひだか町の企業会計決算に関する事項として付託し、閉会中の継続審査を承認したいと思っております。御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、企業会計決算審査特別委員会については、事件名を令和2年度新ひだか町の企業会計決算に関する事項として付託し、閉会中の継続審査を承認いたしました。

◎意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第9、意見書案第9号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

14番、池田君。

〔14番 池田一也君登壇〕

○14番(池田一也君)

令和3年9月14日

新ひだか町議会議長 福嶋尚人様

提出者 新ひだか町議会運営委員長 池田一也

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

記

1 件名

(意見書案第9号)

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られています。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、地方税財源が充実するよう強く要望するため、意見書を提出いたします。

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 各通
財務大臣
総務大臣
経済産業大臣

内閣官房長官
経済再生担当大臣

なお、本文の朗読は省略をさせていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第10、意見書案第10号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

14番、池田君。

〔14番 池田一也君登壇〕

○14番(池田一也君)

令和3年9月14日

新ひだか町議会議長 福島尚人様

提出者 新ひだか町議会運営委員長 池田一也

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

記

1 件名

(意見書案第10号)

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

提案理由

北海道は、多様な魅力を有し、国内外より訪れる観光客の増加が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は大きな打撃を受けています。また、近年道内においても、自然災害が激甚化・頻発化する傾向にあります。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、北海道が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要です。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要であることから、国においては、特段の措置を講ずるよう強く求めるため、意見書を提出いたします。

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 各通
財務大臣
総務大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣

なお、本文の朗読は省略をさせていただきます。
以上、地方自治法第99条の規定により提出をいたします。
御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第11、意見書案第11号 保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番、谷君。

[10番 谷 園子君登壇]

○10番(谷 園子君)

令和3年9月14日

新ひだか町議会議長 福島尚人様

提出者 新ひだか町議会議員 谷 園子
賛成者 同 上本間一徳

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第11号)

保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書について

提案理由

新型コロナウイルス感染症感染拡大は、公衆衛生の最前線で働く保健師の大幅増員と、保健所機能の抜本的強化の必要性を明らかにしました。

総務省・厚生労働省による「保健所体制に関する自治体調査」では、76%の自治体が「保健師の増員が必要だ」と回答しています。新型コロナウイルス感染症対応の中、保健師は業務量の増加により、身体的にも精神的にも負担が重くなっています。

さらに、保健所は健康危機管理の拠点であり、感染症だけでなく、地震・水害などの災害時にも対応しなくてはならず、災害を想定した人員配置が求められます。

よって、国においては、現瞬間の新型コロナウイルス感染症対策とともに、今後の感染症拡大や災害を想定した保健師等の増員、保健所機能の抜本的強化を図ることを強く求めて、意見書を提出します。

提出先 衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 各 通
厚 生 労 働 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第12、意見書案第12号 出産育児一時金の増額を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

13番、建部君。

〔13番 建部和代君登壇〕

○13番(建部和代君)

令和3年9月14日

新ひだか町議会議長 福嶋尚人様

提出者 新ひだか町議会議員 建部和代
賛成者 同 上池田一也

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第12号)

出産育児一時金の増額を求める意見書について

提案理由

出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では、現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賄えない状況になっています。安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、一時金はその大事な一手です。少子化対策は、我が国の重要課題であり、出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせません。よって、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求めるため意見書を提出いたします。

提出先 衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 各 通
厚 生 労 働 大 臣

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査(調査)及び継続事務調査について

○議長(福嶋尚人君) 日程第13、委員会の閉会中の継続審査(調査)及び継続事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から、委員会で審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び継続事務調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査及び継続事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査及び継続事務調査とすることに決定いたしました。

◎行政報告に対する質疑

○議長(福嶋尚人君) これから行政報告に対する質疑を行います。

報告事項についてのみ質疑願います。

9番、阿部君。

○9番(阿部公一君) 資料の5ページのところに入札結果が出ているのですが、入札年月日が8月19日ということで、参加したのはそれぞれ1社のみなのですが、これは指名競争入札の結果として1社しか参加してこなかったという判断なのか、もしくはまた随意契約によって1社しか出てこなかったのか、その辺の判断をお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 佐藤契約管財課長。

○契約管財課長(佐藤礼二君) こちらに関しましては、指名ではなくて一般競争入札で受付を行って実施したところでございます。

○議長(福嶋尚人君) ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長(福嶋尚人君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で令和3年第5回新ひだか町議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前11時16分)